

愛心第19号
令和7年4月28日

入札参加者 様

特定非営利活動法人愛と心えひめ
理事長 上甲 俊史



愛媛県在宅介護研修センター
2階屋上防水改修工事に係る入札について

標記につきまして、次により入札を執行しますので、お知らせいたします。

記

1. 件 名 愛媛県在宅介護研修センター 2階屋上防水改修工事
2. 日時及び場所
 - (1) 日時 令和7年5月16日(金) 10時30分
 - (2) 場所 愛媛県在宅介護研修センター1階 第1研修室
(愛媛県松山市末町甲9番地1)
3. 内 容 別添「設計書」のとおり
4. 契 約 書 別添「工事請負契約書(案)」のとおり
5. 入札(契約)保証金 別添「入札実施案内」のとおり
6. 注 意 事 項
 - 本件の入札は競争入札方式で行います。当法人の定める予定価格以下で、入札金額が最も低かった1者を選定します。
 - 入札に参加される方は、別添「入札実施案内」に従って申込書等の書類を事前にご提出ください。
 - 入札に際して事前に現場の確認等が必要な場合は、あらかじめ下記までご連絡のうえご来訪ください。
 - その他詳細については、別添「入札実施案内」「入札上の注意事項」をご参照ください。

問い合わせ先

愛媛県在宅介護研修センター

電話：(089)914-0731

FAX：(089)914-0732

担当：桑原

入札実施案内

1. 入札内容

(1) 件名

愛媛県在宅介護研修センター 2階屋上防水改修工事

(2) 内容

「設計書」のとおり

※ 平面図及び写真も参考にしてください。

(3) 契約書

「工事請負契約書（案）」のとおり

※ 契約内容について、あらかじめ落札者と当法人との間で協議を行い、両者合意のうえで契約を締結します。

(4) 実施期限

令和7年9月30日（火）

(5) 入札方法

本件の入札は競争入札方式で行います。当法人の定める予定価格以下で、入札金額が最も低かった1者を選定します。

※ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

※ 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとし、申込みがなかったものとします。

※ 入札を2回実施しても落札しない場合は、入札を打ち切り随意契約に付します。

※ 入札に際して事前に現場の確認等が必要な場合は、あらかじめ3（2）までお問い合わせのうえ、ご来訪ください。

(6) 入札上の注意事項

別添「入札上の注意事項」のとおり

2. 参加資格

この入札に参加する者は、参加書類の提出時点において愛媛県の令和7・8年度建設工事等入札参加有資格者名簿に記載されており、かつ次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないことを含む。）

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

(3) 入札参加申込書の提出日から入札日までの間において、愛媛県から入札参加資格停止措置を受けていないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」と

いう。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

(5) 愛媛県内に本店・支店又は営業所を有する者であること。

3. 参加手続

この入札に参加する者は、あらかじめ下記に従い書類を提出してください。

(1) 提出書類

・入札参加申込書

・入札(契約)保証金免除申請書 ※

※ 資格審査のうえ免除決定をいたします。免除とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。詳細については5の説明をご参照ください。

(2) 書類提出先

〒791-0122

松山市末町甲9番地1(愛媛県在宅介護研修センター)

特定非営利活動法人 愛と心えひめ

TEL: 089-914-0731 FAX: 089-914-0732

E-mail: aitokokoro.e@sgr.e-catv.ne.jp

(3) 応募書類の提出期限及び提出方法

ア 提出期限 **令和7年5月7日(水) 必着**

※ 提出期限後に到着した応募書類は無効とします。

イ 提出方法 持参(平日の午前9時~午後5時)または郵送

※ 郵送の場合は、書留郵便等を利用すること。普通郵便による郵便事故等により不着であった場合の責任は負いかねます。

(4) 通知

提出された書類の結果については、入札執行日前に「入札参加資格結果通知書」及び「入札(契約)保証金免除決定通知書」にて通知します。

4. 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和7年5月16日(金) 10時30分

(2) 場所

愛媛県在宅介護研修センター1階 第1研修室

(愛媛県松山市末町甲9番地1)

(3) 開札

即時開札

5. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、入札金額の 100 分の 5 以上の額とし、入札前に納入してください。納入方法は、免除されなかった相手方に対してのみ別途通知します。ただし、入札（契約）保証金免除申請書を提出されたうえで免除決定がなされた場合は、免除します。
- (2) 契約保証金は、契約保証金は契約金額の 10 分の 1 以上の額とし、契約と同時に納入してください。納入方法は、選定後に別途通知します。ただし、入札（契約）保証金免除申請書を提出されたうえで免除決定がなされた場合は、免除します。

6. その他

- (1) 落札した者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出してください。
- (2) 入札参加申込書を提出後に辞退する場合は、あらかじめ書面により届け出るものとします。
- (3) 提出した書類等に虚偽の内容があった場合及び入札結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合は、入札前あるいは落札後であっても失格とし、契約後であっても無条件で契約解除することといたします。また、それによって生じた損害についても賠償しないものといたします。
- (4) 落札後、契約に際して愛媛県より当法人から落札業者への再委託に係る許可が必要となります。愛媛県からの許可が得られない場合、契約できない場合がありますので、予めご了承ください。
- (5) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定める単位とします。
- (6) 業務実施にあたり知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、または他の目的に使用しないでください。

愛媛県在宅介護研修センター 2階屋上防水改修工事

設 計 書

施工場所

愛媛県 松山市 末町 甲9番地1

工事名

愛媛県在宅介護研修センター 2階屋上防水改修工事

設計金額

¥

— (消費税及び地方消費税相当額¥

—)

工事日数

日 限り

内訳明細書

品名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
2階屋上防水改修工事						
A. 仮設工事		式	1			
防水改修工事						
B. 2階屋上（西ラウンジ上）		式	1			
C. 2階屋上（東和室等上）		〃	1			
D. 後片付け清掃費	美装費共	〃	1			
諸経費		〃	1			
以下余白						
合計						
消費税等						
総計						

内訳明細書

品名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
A. 仮設工事						
昇降足場	養生シート共	式	1			
親綱	外周 アンカー支柱固定式	式	1			
掲重機費		式	1			
以下余白						
小計						

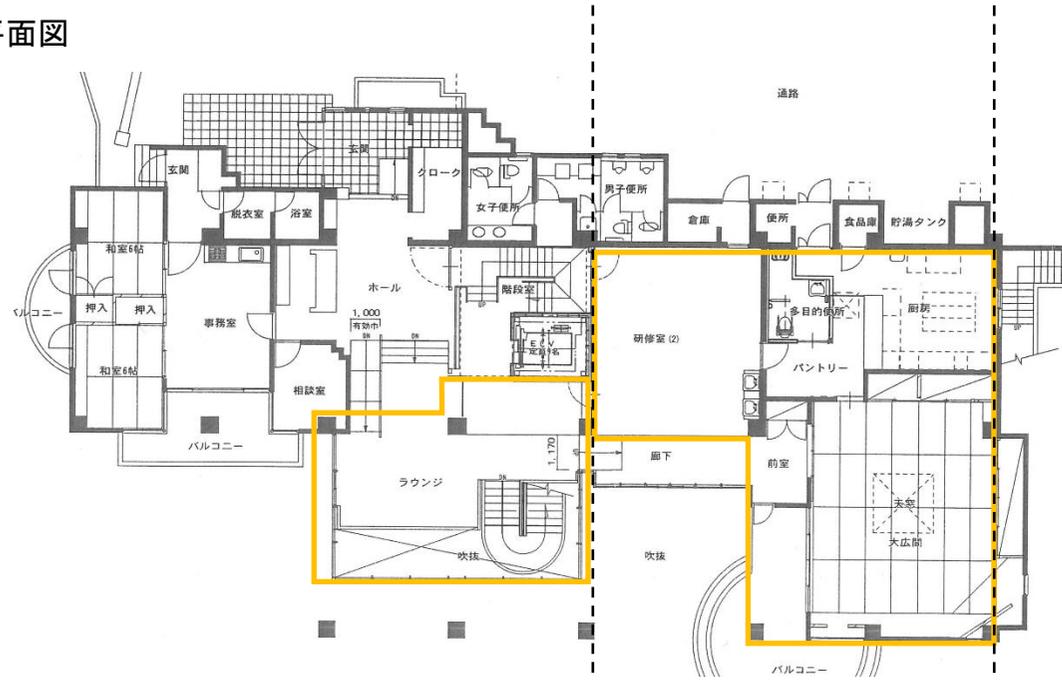
内訳明細書

品名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
B. 2階屋上（西ラウンジ上）						
川砂利撤去	人力 防水保護用 ア 50 程度 処分共	m ²	56.00			
高圧水洗浄	既存アスファルト防水面 立上り共	//	65.50			
高圧水洗浄	RC W250+100 笠木等 X2 下地	//	11.00			
下地調整	ケレン・清掃 立上り共	//	65.60			
下地調整 笠木外周部	糸長(350)ポリマーセメントモルタル X2 下地	//	11.00			
ウレタン塗膜防水	X-2 笠木 RC 下地	//	11.00			
塩化ビニル樹脂系シート防水	平部 t=1.5 機械固定工法 S-M2	//	56.00			
塩化ビニル樹脂系シート防水	立上り t=1.5 H=300 機械固定工法 S-M2	//	9.50			
端部押え金物	立上り S-M2 アルミアングル L-10×30	m	31.50			
シーリング	15×10 立上り 端末	//	31.50			
シーリング	5×5 外周笠木出隅目地底 X-2	//	31.50			
以下余白						
小計						

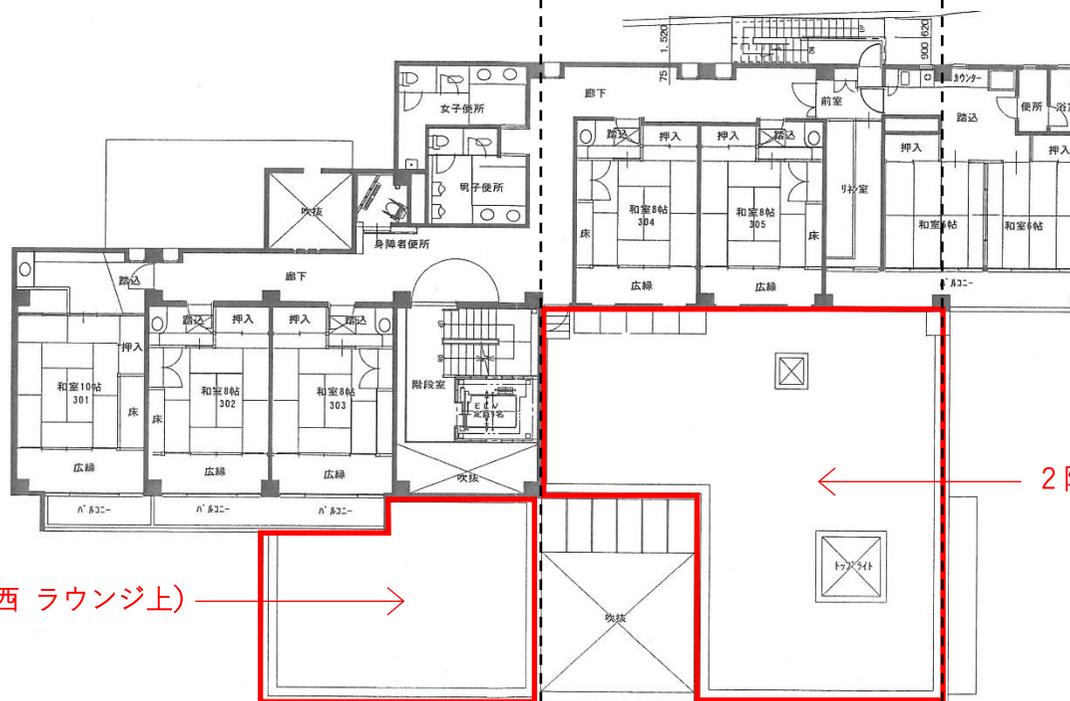
内訳明細書

品名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
C. 2階屋上（東和室等上）						
川砂利撤去	人力 防水保護用 ア 50 程度 処分共	m ²	135.50			
高圧水洗浄	既存アスファルト防水面 立上り、トップライト共	//	146.20			
高圧水洗浄	糸長 350RC 笠木等トップライト共 X2 下地	//	20.60			
下地調整	ケレン・清掃 立上り共	//	146.20			
下地調整 笠木外周部	糸長(350)ポリマーセメントモルタル X2 下地	//	20.60			
ウレタン塗膜防水	X-2 笠木 RC 下地	//	20.60			
塩化ビニル樹脂系シート防水	平部 t=1.5 機械固定工法 S-M2	//	135.50			
塩化ビニル樹脂系シート防水	立上り t=1.5 H=300 機械固定工法 S-M2	//	20.70			
端部押え金物	立上り S-M2 アルミアングル L-10×30	m	69.00			
シーリング	15×10 立上り 端末	//	69.00			
シーリング	5×5 笠木 X-2 端末処理	//	69.00			
以下余白						
小計						

愛媛県在宅介護研修センター平面図



2 階



2階屋上 (西 ラウンジ上) →

← 2階屋上 (東 和室等上)

3 階

現状写真

	整理番号	
	建物名	愛媛県在宅介護研修センター
	撮影場所	2階屋上（西 ラウンジ上）
	撮影年月日	2025年4月23日
	整理番号	
	建物名	愛媛県在宅介護研修センター
	撮影場所	2階屋上（東 和室等上）
	撮影年月日	2025年4月23日
	整理番号	
	建物名	愛媛県在宅介護研修センター
	撮影場所	2階屋上（全体）
	撮影年月日	2025年4月23日

入札参加申込書

年 月 日

特定非営利活動法人 愛と心えひめ
理事長 上甲 俊史 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

⑩

(連絡先) 担当者氏名
電話・FAX 番号
メールアドレス

愛媛県在宅介護研修センター 2階屋上防水改修工事の競争入札に参加したいので申請します。

なお、参加資格の要件を満たしていること及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

入札（契約）保証金免除申請書

年 月 日

特定非営利活動法人 愛と心えひめ
理事長 上甲 俊史 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

愛媛県在宅介護研修センター 2階屋上防水改修工事の入札（契約）における入札（契約）保証金について、入札（契約）保証金の免除を受けたいので申請します。
なお、参加資格の要件を満たしていることを誓約します。

入札上の注意事項

- 1 代理人による入札の場合は、入札書を提出する前に委任状を提出すること。
なお、委任状の代理人の氏名の横に当日代理人が使用する印鑑を押印すること。
- 2 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が同一入札に対して2以上の入札をしたとき。
 - (3) 入札者が他の入札者の代理をして入札したとき。
 - (4) 入札者が連合して入札をしたと明らかに認められたとき。
 - (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められたとき。
 - (6) 入札書の金額、記名、押印その他必要記載事項を確認できないとき。
 - (7) 入札者の代理権限ない者が入札したとき。
 - (8) 入札者が入札金額を訂正して入札したとき。
 - (9) 反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の入札をしたとき。
 - (10) 入札者が入札保証金を納付した場合において、入札保証金が所定の額に達しないとき。
- 3 反復して行う入札において、前回辞退した入札者は、以後の入札には参加できない。
- 4 時限後の入札又は入札書提出後の入札書の引換その他入札の取消し・訂正の請求は、一切これを認めない。
- 5 入札書には、鉛筆その他消散しやすいもので記載しないこと。
- 6 郵便入札は、認めない。
- 7 落札者
 - (1) 落札者の決定は、予定価格以下で最低のものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価の入札者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きによって落札者を決定する。

委 任 状 (記載例※)

※委任状は前もって準備の上当日お持ちください。

令和7年 月 日

特定非営利活動法人愛と心えひめ
理事長 上甲 俊史 様

住 所 松山市一番町〇丁目〇番地〇
商号又は名称 愛媛商事株式会社
代 表 者
氏 名 代表取締役 愛媛 太郎

取代
締
役表

住所 松山市二番町〇丁目〇番地〇
私は、
氏名 松山 一郎

松山

を代理人と

定め、下記に関する入札（見積）の一切の権限を委任します。

記

愛媛県在宅介護研修センター 2階屋上防水改修工事

以上

入札書（記載例※）

※入札書は当日お配りしますので、入札時に記載例の通りご記入ください。

令和7年 月 日

特定非営利活動法人愛と心えひめ
理事長 上甲 俊史 様

入札者

住 所 松山市一番町〇丁目〇番地〇
商号又は名称 愛媛商事株式会社
代 表 者
氏 名 代表取締役 愛媛 太郎

代 理 人 松山 一郎



金 額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
件名 愛媛県在宅介護研修センター 2階屋上防水改修工事										

注意事項

- 入札日の日付を記入する。
- 会社住所、会社名、代表者職氏名を記入する。（ゴム印可）
 - 代表者が出席している場合・・・代表者印を押す。
 - 代理人が出席している場合・・・欄外に「代理人 ○○○○（代理人氏名）」と記載し、委任状に押してある代理人自身の印と同じ印を押す。（代表者印は不要。）
- 金額欄に入札額を記入する。
 - アラビア数字で正確に記入すること。
 - 頭数字の前に¥を記入すること。
 - 入札額は契約希望額から「消費税及び地方消費税の額」を抜いた金額を記入すること。（契約希望額は入札額の100分の110に相当する金額である。）
 - 金額及び氏名の訂正は認めない。（間違った場合は、新たに配布された入札書に書き直すこと。）

委任状

令和 年 月 日

特定非営利活動法人愛と心えひめ
理事長 上甲 俊史 様

住 所
商号又は名称
代 表 者
氏 名

私は、住所
氏名 を代理人と
印

定め、下記に関する入札（見積）の一切の権限を委任します。

記

愛媛県在宅介護研修センター 2階屋上防水改修工事

以上

工事請負契約書

- 1 工事名 愛媛県在宅介護研修センター 2階屋上防水改修工事
- 2 工事場所 松山市末町甲9番地1
- 3 工期 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
- 4 請負代金 ¥0,000,000-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥000,000-)
- 5 契約保証金 (免除)

上記の工事について、発注者 特定非営利活動法人 愛と心えひめ 理事長 上甲 俊史と請負者 ○○○○ 代表取締役 ○○ ○○とは、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び請負者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

住所 愛媛県松山市末町甲9-1
発注者
氏名 特定非営利活動法人愛と心えひめ
理事長 上甲 俊史

住所
請負者
氏名

(総則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、この契約書に基づき、設計書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書及び設計書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約書の解釈及びこの契約書に定めのない事項については、日本国の法令に準拠して取り扱うものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(工程表)

- 第2条 乙は、この契約締結後7日以内に設計書に基づいて、工程表を作成し、甲に提出しなければならない。乙は、工程表を変更したときは、その都度変更後の工程表を甲に提出しなければならない。
- 2 工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ）のうち、第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第4条 乙は、この工事の全部もしくはその主たる部分又は他の部分から独立

してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第5条 乙は、工事を下請負人に請け負わせて施工するときは、あらかじめ、当該工事の下請負人（再下請負人を含む。以下同じ。）につき、その商号又は名称その他必要な事項を甲に通知しなければならない。下請負人を変更したときも、同様とする。

(特許権等の使用)

第6条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲が工事材料、施工方法等を指定した場合においては、設計書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第7条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名及び職名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく甲の権限のうち甲が必要と認める監督員を委任したものの他、設計書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計書に基づく工程、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

4 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第8条 乙は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

(1) 現場代理人

- (2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条1項に規定する主任技術者をいい、同条第3項の工事の場合は、専任の者とする。以下同じ。）又は監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいい、同条第3項の工事の場合は、専任の者（同条第4項の工事の場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた者に限る。）とする。以下同じ。）
- (3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第10条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。ただし、工事現場への常駐について、竣工の始めから工期の終わりまでの間（臨機の措置を要するとき等甲が指定するときを除く。）において、乙の申し出を甲が承諾した場合は、この限りでない。
- 3 乙は、前項の規定に関わらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
- 4 現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第9条 乙は、設計書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第10条 甲は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 甲又は監督員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 乙は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項についての措置を決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、

甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項についての措置を決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第11条 工事材料の品質については、設計書に定めるところによる。設計書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 乙は、設計書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

- 3 監督員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内にこれに応じなければならない。

- 4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を得ないで工事現場外に搬出してはならない。

- 5 乙は、前項の規定に関わらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第12条 乙は、設計書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 乙は、設計書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

- 3 乙は、前2項に規定するほか、甲が特に必要があると認めて設計書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内にこれを提出しなければならない。

- 4 監督員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内にこれに応じなければならない。

- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく7日以内に乙の請求に応じないため、その後の工程に支障を来すときは、乙は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又

は工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本または工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内にこれを提出しなければならない。

- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

(設計書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第13条 乙は、工事の施工部分が設計書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められる場合にあっては工期又は請負代金額を変更し、乙に損害を及ぼした場合にあっては必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、乙が第11条第2項又は第12条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

- 3 前項に定めるもののほか、監督員は、工事の施工部分が設計書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 4 前2項場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
(条件変更等)

第14条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

(2) 設計書に誤り又は脱漏があること。

(3) 設計書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計書で明示されていない施工条件について予測することのできない特別の状態が生じたこと。

- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行

うことができる。

- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果、第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計書の訂正を行う場合にあっては、甲が行うこと。
 - (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し工事目的物の変更を伴う設計書の変更を行う場合にあっては、甲が行うこと。
 - (3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し工事目的物の変更を伴わない設計書の変更を行う場合にあっては、甲が乙と協議して行うこと。
- 5 甲は、前項の規定により設計書の訂正又は変更が行われた場合において、必要があると認められるときは工期または請負代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計書の変更)

第 15 条 甲は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計書の変更内容を乙に通知して、設計書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第 16 条 工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 7 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(請負代金額の変更方法等)

第 17 条 請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(一般的損害)

第 18 条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 19 条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を

賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項に規定する場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査及び引渡し)

第20条 乙は、工事を完成したときは、完成及び施工の内容を明らかにする写真を添付した書面をもって、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いの下、設計書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、甲は、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

4 甲は、第2項の規定による検査によって工事の完成を確認した後、乙が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 甲は、乙が前項の規定による申し出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 乙は、工事が第2項の規定による検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各号の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第21条 乙は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 甲がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(瑕疵担保)

第22条 甲は、工事目的物に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に

過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。
- 3 甲は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、乙がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 甲は、第1項本文に規定する瑕疵により工事目的物が滅失し、又は毀損したときは、第2項の期間内で、かつ、その滅失又は毀損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙がその材料又は指図が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(甲の解除権)

第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。
- (4) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

以下この号において同じ。)と認められるとき

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(5) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかの行為をしたとき。

ア 暴力的な要求行為を行ったとき。

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行ったとき。

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行ったとき。

エ 偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為を行ったとき。

オ その他前各号に準ずる行為を行ったとき。

(談合その他の不正行為に係る甲の解除権)

第24条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。また、甲は、乙が甲を当事者とする他の契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときも、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条

第1項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。

(3) 乙が、独占禁止法第77条に規定する抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

（補則）

第25条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。